

## NEO MONEY発行・利用規約 一部改定のお知らせ

2020年4月1日をもって「NEO MONEY発行・利用規約」を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

### ■NEO MONEY発行・利用規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>本規約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行する NEO MONEY(以下「本カード」といいます。)について規定したものです。本カードの申込者及び利用者は、本規約の内容を理解したうえで、本規約が適用されることに同意をします。</p>	<p>本規約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行する NEO MONEY(以下「本カード」といいます。)について規定したものです。本カードの申込者及び利用者は、本規約の内容を理解したうえで、<u>本規約が適用されることに承認</u>します。</p>
<p><b>第1条(定義)</b></p> <p>1.略</p> <p>2.略</p> <p>3.«利用者」とは、当社が本カードを発行し、その利用を認めた方をいいます。</p> <p>4. ~9.略</p> <p>新設</p>	<p><b>第1条(定義)</b></p> <p>1.略</p> <p>2.略</p> <p>3.«利用者」とは、当社が本カードを発行し、その利用を<u>承諾</u>した方をいいます。</p> <p>4. ~9.略</p> <p>10.«カード情報」とは、本カードの券面に表示される、<u>カード番号、有効期限、セキュリティコード等</u>をいいます。</p>
<p><b>第2条(発行)</b></p> <p>1.当社は、日本国内に在住する、当社が認めた本カードの利用を承諾した申込者に対して、所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとします。</p> <p>2.申込者は、本カードの申込にあたり、本人確認書類として当社が定めた証明書もしくは書類を当社に対して提示又は提出するものとします。</p> <p>3.略</p>	<p><b>第2条(発行)</b></p> <p>1.当社は、日本国内に在住する、当社が<u>本カードの利用を承諾した</u>申込者に対して、所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとします。<u>契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p> <p>2.申込者は、本カードの申込にあたり、本人確認書類及び<u>個人番号の確認書類</u>として当社が定めた証明書若しくは書類を当社に対して提示又は提出するものとします。</p> <p>3.略</p>
<p><b>第5条(本カードの利用)</b></p> <p>1.利用者は、本カードに入金された金額の範囲内で、当社所定の利用店において、以下の方法により本カードを利用できるものとします。</p> <p>(1)店舗において本カードを提示し、利用者がレシートその他の書面にサインを行う方法又は暗証番号を店舗所定の機器に入力する方法による当該店舗における取引代金の決済。</p>	<p><b>第5条(本カードの利用)</b></p> <p>1.利用者は、本カードに入金された金額の範囲内で、当社所定の利用店において、以下の方法により本カードを利用できるものとします。</p> <p>(1)店舗において本カードを提示するとともに、利用者が<u>暗証番号を店舗所定の機器に入力する方法又はレシートその他の書面にサインを行う方法</u>による当該店舗における取引代金の決済。<u>当社が認める店舗においては、暗証番号の入力若しくは書面へのサインを省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等</u>によることができます。</p>

以下略	以下略
<p><b>第 7 条(入金及び利用対象者)</b> 新設</p> <p>1.本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、本カードを第三者へ貸与もしくは譲渡又は質入その他の担保に供すること(以下総称して、「本人外利用」といいます。)はできないものとします。</p> <p>2.利用者が前項に違反した場合、当社は、当該利用者にかかる本カードの利用を認めないものとします。</p> <p>3.利用者の故意又は過失でないことを当社が確認できた場合を除き、利用者は、本人外利用による責を負うものとします。</p>	<p><b>第 7 条(カードの貸与・利用対象者)</b></p> <p><u>1.本カードの券面には、カード情報が表示されています。本カードの所有権は当社にあり、カードは当社が利用者に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上利用者が利用できるようにしたものです。</u></p> <p><u>2.本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、本カードを第三者へ貸与、預託若しくは譲渡又は質入その他の担保に供することはできません。また、カード情報を第三者に使用(入金を含みます。)させたり提供したりすること(以下、本カードの貸与、預託、譲渡又は担保供与と併せて、「本人外利用」といいます。)もできないものとします。なお、カード情報の預託は、利用者が行うものであり、その責任は利用者の負担とします。</u></p> <p><u>3.利用者が前項に違反した場合、当社は、当該利用者にかかる本カードの利用を認めないものとします。</u></p> <p><u>4.カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者の故意又は過失がないと当社が認めた場合を除き、利用者は、本人外利用による責を負うものとします。</u></p>
<p><b>第 14 条(暗証番号)</b></p> <p>1.略</p> <p>2.略</p> <p>3.利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。ただし、利用者の故意又は過失によるものではないことを当社が確認できた場合には、この限りではありません。</p> <p>4.略</p>	<p><b>第 14 条(暗証番号)</b></p> <p>1.略</p> <p>2.略</p> <p><u>3.利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は暗証番号が第三者に知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて利用者<del>に</del>故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4.略</p>
<p><b>第 15 条(安全管理)</b></p> <p>1.利用者は、本カードを善良な管理者の注意をもって保管し、かつ利用者の暗証番号及びその他の本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。</p> <p>新設</p>	<p><b>第 15 条(安全管理)</b></p> <p><u>1.利用者は、本カード及びカード情報を善良な管理者の注意をもって管理及び利用するものとし、かつ利用者の暗証番号及びその他の本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。また利用者は、本カードを破壊、分解等又は本カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u></p> <p><u>2.利用者が前項に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果については、利用者の責任となり、当社は、一切</u></p>

	<p><u>の責任を負いません。</u></p>
<p><b>第 16 条(盗難・紛失・不正利用等への対応)</b></p> <p>1.利用者が、本カードを紛失、盗難等で他人にカードを使用した場合、その行使された利用金額(第 8 条 1 項(1)に定める手数料を含む)は、利用者の負担とします。ただし、利用者に故意又は重大な過失がなく、当社が偽造により他人にカードを使用されたと判断した場合、その行使された利用金額は、利用者の負担とはなりません。</p> <p>2.利用者は、本カードを紛失した場合、盗難に遭われた場合、不正使用の可能性がある場合又は暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちにセゾンプリペイドカードデスクまで連絡するものとします。この連絡がなく又は直ちに連絡がなかったことで利用者に生じた損害については、利用者自身の負担とし、利用者から連絡があった場合でも、利用者が本カードを紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合は、前項の規定が適用されるものとします。</p> <p>3.当社が本カードの盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当社がその他事由により本カードによるサービスの提供が不相当であると判断した場合、当社は、本カードの利用を停止する場合があります。</p> <p>4.当社は、利用者に対し、カードの紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあります。この場合、利用者は当該求めに協力するものとします。</p>	<p><b>第 16 条(盗難・紛失・不正利用等への対応)</b></p> <p>1.利用者は、本カードを紛失し若しくは盗難に遭った場合、又はカード情報、暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者に不正取得された場合、その他カード又はカード情報が第三者に取得された場合(以下「<u>紛失・盗難等</u>」といいます。)<u>及び紛失・盗難等</u>が疑われる場合は、直ちにセゾンプリペイドカードデスクまで連絡するものとします。この連絡がなく又は直ちに連絡がなかったことで利用者に生じた損害については、利用者自身の負担とし、利用者から連絡があった場合でも、紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用された場合は、<u>次項の規定が適用されるものとします。</u></p> <p>2.利用者が、本カード又はカード情報の紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用された場合、その行使された利用金額(第 8 条 1 項(1)に定める手数料を含む)は、利用者の負担とします。ただし、<u>本カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて</u>利用者に故意又は過失がないと当社が判断した場合は、<u>この限りではありません。</u></p> <p>3.当社が本カード又はカード情報の紛失・盗難等、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当社がその他の事由により本カードによるサービスの提供が不相当であると判断した場合、当社は、<u>利用者への事前の通知又は催告なしに、</u>本カードの利用を停止する場合があります。</p> <p>4.当社は、利用者に対し、<u>本カード若しくはカード情報の紛失・盗難等又は第三者による不正使用について書面による詳細な報告を求めることがあり、また利用者の個人情報又は本人確認資料の提出を求めることがあります。</u>この場合、利用者は当該求めに協力するものとします。</p>
<p><b>第 19 条(払戻し)</b></p> <p>1. ～3.略</p> <p>4.利用者は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、原則として第 1 項及び第 2 項の手続きを行うことで当該利用者が保有する本カードについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、有効期限の到来、中途解約又は本カードの利用停止等から 10 年が経過した場合には、利用者は、当社に対して、払戻しを求めるとはできないものとします。な</p>	<p><b>第 19 条(払戻し)</b></p> <p>1. ～3.略</p> <p>4.利用者は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、原則として第 1 項及び第 2 項の手続きを行うことで当該利用者が保有する本カードについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、有効期限の到来、中途解約又は本カードの利用停止等から <u>5 年</u>が経過した場合には、利用者は、当社に対して、払戻しを求めるとはできないものとします。なお、</p>

<p>お、利用者は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>以下略</p>	<p>利用者は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>以下略</p>
<p><b>第 21 条(利用停止及び資格喪失)</b></p> <p>1.(1) ～(4)略</p> <p>(5)当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合(第三者にこのような行為を行わせた場合も含む。)</p> <p>(6) ～(10)略</p> <p>新設</p> <p>(11)前各号までの定めのほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合</p>	<p><b>第 21 条(利用停止及び資格喪失)</b></p> <p>1.(1) ～(4)略</p> <p>(5)当社又は当社の役職員に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合(第三者にこのような行為を行わせた場合も含みます。)</p> <p>(6) ～(10)略</p> <p>(11)マネーローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(12)前各号までの定めのほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合</p>
<p><b>第 26 条(本規約の変更)</b></p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ(<a href="http://www.saisoncard.co.jp/">http://www.saisoncard.co.jp/</a>)での告知その他当社所定の方法により利用者にもその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>	<p><b>第 26 条(本規約の変更)</b></p> <p>1.当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(<a href="https://www.neomoney.jp/">https://www.neomoney.jp/</a>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用者にも周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</p> <p>(1)変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2)変更の内容が本規約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(<a href="https://www.neomoney.jp/">https://www.neomoney.jp/</a>)において告知する方法又は利用者にも通知する方法その他当社所定の方法により利用者にもその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、利用者は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表</p>

	示をもって本規約が変更されるものとします。
<p><b>第 28 条(裁判管轄)</b>  本規約に基づく取引に関して、申込者又は利用者と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本店、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。</p>	<p><b>第 28 条(裁判管轄)</b>  本規約に基づく取引に関して、申込者又は利用者と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、<u>利用者</u>の<u>住所地及び</u>当社の本店、支店の所在地を管轄する簡易裁判所<u>及び</u>地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

以上